特定用途制限地域内における建築物の用途制限の概要(令和2年4月1日から)

浅口市

					伐 口 川
	特定用途制限地域内における建築物の用途制限):建てられる用途 1:建てられない用途(塗りつぶした部分) (②、 : 面積、階数等の制限あり。	田園環境居住地区	沿道住商複合地区	沿道複合機能地区	備考
住字	共同住宅、寄宿舎、下宿	0	0	0	
	主宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ	_			
	か2分の1未満のもの	0	0	0	
	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの	A	0	0	▲2階以下
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、 500㎡以下のもの	A	0	0	1
店	店舗等の床面積が 500㎡を超え、 1,500㎡以下のもの	A	0	0	1
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、 3,000㎡以下のもの		0	0	1
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、 10,000㎡以下のもの			0	
	店舗等の床面積が 10,000㎡を超えるもの			0	1
	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの	A	0	0	▲2階以下
事	事務所等の床面積が 150㎡を超え、 500㎡以下のもの	A	0	0	1
務所	事務所等の床面積が 500㎡を超え、 1,500㎡以下のもの	A	0	0	1
等	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの		0	0	1
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの			0	1
ホテノ	· レ、旅館		A	0	▲3,000㎡以下
風遊	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等		A	0	▲3,000㎡以下
俗戱	カラオケボックス等			0	
協協	应水是 3.4.1.5.1.B. 射始相 医光 末光彩丰正然			0	
設設•	解准度、ハデノコ度、射的場、馬芬・里芬先元所等 劇場、映画館、演芸場、観覧場			0	
公共	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等				
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	0	0	0	
	大学、高等専門学校、専修学校等	0	0	0	
施	図書館等	0	0	0	
設 •	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	0	0	0	
病院	神社、寺院、教会等	0	0	0	
院	病院	0	0	0	
学	公衆浴場	0	0	0	
	診療所、保育所等	0	0	0	
7	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	0	0	0	
工場・倉庫等	老人福祉センター、児童厚生施設等	0	0	0	
	自動車教習所		A	0	▲3,000㎡以下
	単独車庫(附属車庫を除く)	A	A	0	▲300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫	1	2	0	①3,000㎡以下 2階以下 ②2階以下
	①②については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	※一団地の敷	地内についてタ	別に制限あり。	
	倉庫業倉庫			0	
	自家用倉庫	1	2	0	①2階以下かつ1,500㎡以下 ②3,000㎡以下
	畜舎 (15㎡を超えるもの)		A	0	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自	A	0	0	原動機の制限あり。 ▲2階以下
	転車店等で作業場の床面積が 50㎡以下				
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場 ************************************		1	2	原動機・作業内容の制限あり。 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ②150㎡以 下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場			2	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場 全険性がよないか及ば著しく環境を悪化なみる現ればなる工場				
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場 自動車修理工場		1	2	作業場の床面積 ①50㎡以下 ② 300㎡ 以下 原動機の制限あり。
	量が非常に少ない施設	1	2	0	① 1,500㎡以下 2階以下
	火薬、石油類、ガス等の量が少ない施設			0	② 3,000㎡以下
	危険物の貯蔵・処理の量量がやや多い施設				
, ,	,				
	量が多い施設				1

- 本表は概要であり、全ての制限について記載したものではありません。
- 建てられない用途であっても、良好な環境を害するおそれがない等と認められる建築物は、特例で許可できる場合があります。
- 地区計画が決定されている場合は、建てられない用途であっても、地区計画の内容に適合する建築物の建築は可能です。